

熊本県公報

号外 第 50 号
平成 15 年 12 月 26 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 規 則
○熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税 務 課) 1
訓 令
○熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令……………(税 務 課) 23

本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割の創設に伴い、関係規定の整備を行うこととした。(第7条、別記第13号の2様式、別記第29号の4の2様式及び別記第29号の4の4様式関係)
- 2 法人事業税への外形標準課税の導入に伴い、関係規定の整備を行うこととした。(第9条の8、第10条、第11条、第11条の8の2、別記第1号の4様式、別記第3号様式、別記第3号の2様式、別記第13号様式、別記第17号様式、別記第17号の2様式、別記第19号様式及び別記第19号の6の2様式関係)
- 3 その他規定の整備を行うこととした。(第17条の2、別記第26号の2様式、別記第26号の3様式及び別記第47号の2の2様式関係)
- 4 この規則は、平成16年4月1日から施行することとした。ただし、別記第47号の2の2様式の改正規定は公布の日から、1並びに第17条の2、別記第26号の2様式及び別記第26号の3様式の改正規定は平成16年1月1日から施行することとした。
- 5 経過措置
 - (1) 改正後の熊本県税条例施行規則の規定中法人の事業税に関する部分は、平成16年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税、同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税及び同日以後の解散による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。)について適用することとした。
 - (2) この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、使用することができることとした。

規 則

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年12月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第52号

- 熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県税条例施行規則(昭和30年熊本県規則第4号)の一部を次のように改正する。
- 第7条第2項を次のように改める。
 - 2 県民税利子割、県民税配当割又は県民税株式等譲渡所得割の更正又は決定及び過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定の通知書の様式は、別記第13号の2様式による。
- 第9条の7の次に次の1条を加える。
(徴収猶予申請書の様式)
- 第9条の8 条例第45条第1項及び第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する申請書の様式は、別記第17号様式による。
- 第10条第1項中「第15条第4項前段又は後段」の次に「(法第72条の38の2第12項において準用する場合を含む。)」を加え、「、別記第17号様式又は別記第17号の2様式」を「、別記第17号の2様式」に改める。
- 第11条中「又は条例第61条若しくは条例第88条の3」を「(法第72条の38の2第12

項において準用する場合を含む。)又は第72条の38の2第8項若しくは第9項」に、「当該納税義務者」を「当該徴収猶予の取消しを受けた納税者又は特別徴収義務者」に改める。

第11条の8の次に次の1条を加える。

(担保提供命令書の様式)

第11条の8の2 令第32条の3において準用する令第6条の11第1項の規定による命令書の様式は、別記第19号の6の2様式による。

第17条の次に次の1条を加える。

(更正の請求書等の様式)

第17条の2 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第1条の8の規定による請求書の様式は、別記第26号の2様式による。

2 法第20条の9の3第3項の規定による通知書の様式は、別記第26号の3様式による。別記第1号の4様式を次のように改める。

都道府県コード

430005

県本

法人 事業税

県民税 領収証書

県

加入者

所在地及び法人名

様

収支・システム・税目・校番・課税区分・申告処理年月日

年度

納税者番号

事業年度若しくは連結事業年度又は計算期間

申告

修正

決定

正

定

他

法人 事業税

県民税

均等割

延滞金

計

所得割

付加価値割

資本割

収入割

延滞金

過少申告加算金

不申告加算金

重加算金

計

合計額

納期限

領収日

日付

印

都道府県コード

430005

県本

法人 事業税

県民税 納付書

県

加入者

所在地及び法人名

様

収支・システム・税目・校番・課税区分・申告処理年月日

年度

納税者番号

事業年度若しくは連結事業年度又は計算期間

申告

修正

決定

正

定

他

法人 事業税

県民税

均等割

延滞金

計

所得割

付加価値割

資本割

収入割

延滞金

過少申告加算金

不申告加算金

重加算金

計

合計額

納期限

領収日

日付

印

都道府県コード

430005

県本

法人 事業税

県民税 領収証書

県

加入者

所在地及び法人名

様

収支・システム・税目・校番・課税区分・申告処理年月日

年度

納税者番号

事業年度若しくは連結事業年度又は計算期間

申告

修正

決定

正

定

他

法人 事業税

県民税

均等割

延滞金

計

所得割

付加価値割

資本割

収入割

延滞金

過少申告加算金

不申告加算金

重加算金

計

合計額

納期限

領収日

日付

印

(備考) 特定信託の受託者である信託業を行う法人が特定信託所得割額を納付する場合には、「特定信託所得割額」と読み替えて記載すること。

別記第3号様式中「第72条、第72条の17、第72条の18」を「第72条の2、第72条の49の8、第72条の49の10」に改める。

別記第3号の2様式中

この税金はあなたが依頼された上記金融機関の預金口座から自動的に納付されますので預金残高をお確かめください。

を

機
で

この税金は、あなたが依頼された上記金融機関の預金口座から自動的に納付されますので、預金残高をお確かめください。

に、「第72条、第72条の17、第72条の18」

を「第72条の2、第72条の49の8、第72条の49の10」に改める。
別記第13号様式を次のように改める。

別記第13号様式（第7条関係）

法人県民税・法人事業税更正通知書											
様										第 号	
										年 月 日	
熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長										印	
地方税法第55条第 項又は第72条 第 項の規定により次のとおり更正（決定）したから通知します。											
法人番号		事業年度（連結事業年度）・計算期間		年 月 日から 年 月 日まで							
法人所在地											
法人名										代表者名	
法人県民税											
区分	今回の更正（決定）額						申告（中・確・修）更正（ ）				差引過不足税額 （端数処理後） 円
	課税標準額 千円		税率 %	税 額 円		課税標準額 千円		税 額 円			
法人税割	利子割額				利子割額						
	差引法人税割額				差引法人税割額						
均等割											
計											
この更正（決定）により納付すべき県民税額 円											
法人事業税											
区分	今回の更正（決定）額						申告（中・確・修）更正（ ）				差引過不足税額 円
	課税標準額 千円		税率 %	税 額 円		課税標準額 千円		税 額 円			
（特定信託所得割）	年400万円以下の金額										
	年400万円を超え800万円以下の金額										
	年800万円を超える金額										
	計										
	軽減税率不適用法人の金額										
付加価値割											
資本割											
収入割											
合計事業税額											
加算金 円	過少申告		不申告		重		加算金計 円		端数処理後の事業税額 円		
この更正（決定）により納付すべき事業税及び加算金の合計額 円											
この更正（決定）の基礎		1 法人税の 年 月 日の修正申告の提出による。 2 年 月 日法人税の更正・決定又は再更正による。 3									
注 意	1 この不足税額及び加算金の納期限は、 年 月 日と指定したから、納付書により指定金融機関（肥後銀行）、収納代理金融機関（県内各銀行支店・商工組合中央金庫熊本支店・九州労働金庫県内支店・県内信用金庫・県内信用組合・熊本県信用農業協同組合連合会・県内単位農協）若しくは県内の郵便局（郵政窓口事務の委託に関する法律に規定する委託事務を行う施設を含む。）又は地域振興局、熊本県税事務所若しくは自動車税事務所まで納付してください。										
	2 不足税額（不足税額に1,000円未満の端数があるとき又は不足税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）については、申告納付期限（ 年 月 日）の翌日から納付の日までの期間（ただし、 控除する。）の日数に応じ年14.6%（申告納付期限から指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過するときにおける公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合））の割合で計算した延滞金を加算して納付しなければなりません。										
教 示	この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書（2通）は、知事あてにして、当地域振興局（県税事務所）を経由して提出してください。										

（備考）この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第13号の2様式を次のように改める。
別記第13号の2様式（第7条関係）

第 号

県 民 税 利 子 割

県 民 税 配 当 割 更 正 ・ 決 定 通 知 書 兼 加 算 金 決 定 通 知 書

県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割

特 別 徴 収 義 務 者	所在地		特別徴収義務者番号
	名 称		

地方税法第 条 第 項の規定により次のとおり更正・決定したから通知します。
この不足税額及び加算金額の納期限は 年 月 日と指定したから、別紙納入(付)書により納入してください。

なお、不足税額については、申告納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じて年14.6%（この更正又は決定に係る指定納期限までの期間及びこの指定納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間については、年7.3%（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合）の割合で計算した延滞金額を加算して納入してください。

年 月 日

熊本県 地域振興局長

熊本県熊本県税事務所長

印

実 績 年 月		.	.	.	.	.	合 計
区 分							
再更正・更正・決定	課税標準額						
	税 額						
申告・当初更正(決定)	課税標準額						
	税 額						
差 引 過 不 足 税 額							
申 告 書 提 出 期 限		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
申 告 書 提 出 日		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
加 算 金	過少申告、不申告、重加算金の別						
	率						
	金 額						
納 入 す べ き 合 計 額							
教 示	この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書（2通）は知事あてにして、当地域振興局（県税事務所）を経由して提出してください。						

（注）この様式中不要の文字は、用途に従い抹消すること。

別記第17号様式を次のように改める。
別記第17号様式（第9条の7、第9条の8関係）

受付印

徴収猶予（期間延長）申請書

年 月 日

熊本県 地域振興局長 様
熊本県 事務所長住所又は所在地
氏名又は名称

印

地方税法第15条第 項
熊本県税条例第45条第 項（熊本県税条例第45条第3項において準用する同条第 項）の規定により、
次のとおり県税の徴収猶予（期間の延長）を申請します。

年 度 (事業年度)	期 別	税 目	納 期 限	税 額 (既猶予額)	延滞金額 (既猶予額)	加算金額 (既猶予額)	滞納処分費 (既猶予額)	備 考
			既猶予期間					
				円	円	円	円	
			～					
			～					
			～					
			～					
			～					
			～					
合 計				円	円	円	円	

徴収猶予（延長）期間		年 月 日から 年 月 日まで					
納付（納入）日等	納付（納入）日	納付（納入）額	備 考	納付（納入）日	納付（納入）額	備 考	
1		円		2	円		
3		円		4	円		
5		円		徴収猶予額合計		円	

申請理由	
提供する担保	
備 考	

（注）この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第 17 号の 2 様式を次のように改める。
別記第 17 号の 2 様式（第 10 条関係）

承認 徴収猶予（期間延長） 一部承認 通知書 不承認										
住所又は所在地 氏名又は名称 第 年 月 日 熊本県 地域振興局長 印 熊本県 事務所長										
年 月 日付けで申請のあった徴収猶予（期間の延長）については、次のとおり承認（一部承認）します。（次の理由により承認しません。）										
対 象 税 目 等	年 度 (事業年度)	期 別	税 目	納 期 限 既猶予期間	税 額 (既猶予額)	延滞金額 (既猶予額)	加算金額 (既猶予額)	滞納処分費 (既猶予額)	備 考	
				~	円	円	円	円		
				~						
				~						
				~						
				~						
				~						
	合 計				円	円	円	円		
徴 収 猶 予 期 間 等	徴収猶予（延長）期間		年 月 日から 年 月 日まで							
	納 付（納入）日	納 付（納入）額	備 考	納 付（納入）日	納 付（納入）額	備 考				
	1	円		2	円					
	3	円		4	円					
	5	円		徴収猶予額合計		円				
一部承認する (承認しない) 理 由										
備 考										
教 示		この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書（2通）は知事あてにして、当地域振興局（事務所）を経由して提出してください。								

（注）この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第19号様式を次のように改める。
別記第19号様式（第11条関係）

徴収猶予取消通知書

第 年 月 号 日

住所又は所在地
氏名又は名称

様

熊本県 地域振興局長 印
熊本県 事務所長

年 月 日付け 第 号による徴収猶予については、次の理由により取り消しましたので、直ちに納付（納入）してください。

	年 度 (事業年度)	期 別	税 目	納 期 限	猶予税額	猶予延滞金額	猶予加算金額	猶予滞納処分費	備 考
				徴収猶予期間					
対 象 税 目 等					円	円	円	円	
				～					
				～					
				～					
				～					
				～					
				～					
				～					
合 計					円	円	円	円	
当初猶予額		納付（納入）済額		取消し額		摘要			
取り消した理由									
備 考									
教 示		この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書（2通）は知事あてにして、当地域振興局（事務所）を経由して提出してください。							

（注）この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。